

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年8月30日
【会社名】	Oakキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 稲葉 秀二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412-7474(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役グループCFO 秋田 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412-7474(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役グループCFO 秋田 勉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	1,024,957,128円 (注) 募集金額は、Oakキャピタル株式会社(以下「当社」といいます。)を株式交付親会社、株式会社ユニヴァ・フュージョンを株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)に関して、本株式交付の対価として取得する株式会社ユニヴァ・フュージョンの株式数及び本株式交付の株式交付比率を勘案した当社普通株式の交付数に基づいて算出した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年7月19日に提出した有価証券届出書及び2022年8月5日に提出した有価証券届出書の訂正届出書について、2022年8月29日開催の臨時株主総会において株式交付に係る議案の承認が得られたこと、及び臨時報告書を2022年8月29日付で提出したことに伴い、記載事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 公開買付け又は株式交付に関する情報

第1 公開買付け又は株式交付の概要

3 公開買付け又は株式交付に係る契約等

1 株式交付に係る計画の内容の概要

4 公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠

4 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

(1) 公正性を担保するための措置

7 公開買付け又は株式交付に関する手続

1 株式交付に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

2 株主総会等の株式交付に係る手続の方法及び日程

3 手続対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該株式交付に関して買取請求権を行使する方法

第三部 追完情報

1 事業等のリスクについて

2 臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

（前略）

（注）2．2022年7月19日開催の取締役会の決議及び2022年8月29日開催予定の臨時株主総会の特別決議による承認を条件として、株式交付に伴い発行する予定です。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付の要件を満たしておりますが、後述「4．公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」記載のとおり、当社は、本株式交付の公正性を担保する必要があると判断すべき事情があると考えていることから、株主の皆様の意思を確認すべく、臨時株主総会を任意に開催して勧告的決議を経た上で、本株式交付を実施することを予定しております。

（後略）

（訂正後）

（前略）

（注）2．2022年7月19日開催の取締役会の決議及び2022年8月29日開催の臨時株主総会の特別決議による承認を条件として、株式交付に伴い発行します。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付の要件を満たしておりますが、後述「4．公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」記載のとおり、当社は、本株式交付の公正性を担保する必要があると判断すべき事情があると考えていることから、株主の皆様の意思を確認すべく、臨時株主総会を任意に開催して勧告的決議を経た上で、本株式交付を実施することといたしました。

（後略）

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

3【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

1．株式交付に係る計画の内容の概要

（訂正前）

当社は、2022年8月29日開催予定の臨時株主総会による承認を前提として、2022年9月30日（予定）をもってユニヴァ・フュージョンの株式の譲渡人に対し、当該株式の対価として当社株式を交付する株式交付を行うことを内容とする株式交付計画（以下「本株式交付計画」といいます。）を、2022年7月19日開催の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式交付計画に基づき、ユニヴァ・フュージョンの普通株式1株に対して当社の普通株式64,414.10株を割当交付いたします。本株式交付計画については、2022年8月29日開催予定の臨時株主総会において、本株式交付計画の承認及び本株式交付に必要な事項に関する決議を求めるとしてあります。その他、本株式交付計画においては、株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限、当社の資本金及び準備金の額、譲渡しの申込期日等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2．株式交付計画の内容」の記載をご参照ください。）。

（訂正後）

当社は、2022年8月29日開催の臨時株主総会による承認を前提として、2022年9月30日（予定）をもってユニヴァ・フュージョンの株式の譲渡人に対し、当該株式の対価として当社株式を交付する株式交付を行うことを内容とする株式交付計画（以下「本株式交付計画」といいます。）を、2022年7月19日開催の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式交付計画に基づき、ユニヴァ・フュージョンの普通株式1株に対して当社の普通株式64,414.10株を割当交付いたします。本株式交付計画については、2022年8月29日開催の臨時株主総会において、本株式交付計画の承認及び本株式交付に必要な事項に関する決議を求めて、承認されております。その他、本株式交付計画においては、株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限、当社の資本金及び準備金の額、譲渡しの申込期日等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2．株式交付計画の内容」の記載をご参照ください。）。

4【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

4. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

(1) 公正性を担保するための措置

(訂正前)

株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス(以下「ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス」といいます。)は当社の支配株主等ではないため、本株式交付は、当社にとって、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2における「支配株主との重要な取引等」には該当いたしません。しかしながら、当社の代表取締役である稲葉秀二氏が、ユニヴァ・フュージョンの取締役、ユニヴァ・フュージョンの完全親会社であるユニヴァ・キャピタル・ファイナンスの取締役及びユニヴァ・キャピタル・ファイナンスの完全親会社であるUNIVA CAPITAL Holdings LimitedのCEOを兼任するとともに、UNIVA CAPITAL Holdings Limitedの49%を保有する株主でもあることから、当社といたしましては、本株式交付に係る意思決定については一定の構造的な利益相反関係があり、本株式交付の公正性を担保する必要があると判断すべき事情があると考えたため、以下の公正性担保措置を講じております。

まず、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付の要件を満たしております。しかしながら、当社は、上述のとおり、本株式交付の公正性を担保する必要があると判断すべき事情があると考えていることから、株主の皆様のご意思を確認すべく、臨時株主総会を任意に開催して勧告的決議を経た上で、本株式交付を実施することを予定しております。

また、当社は、本株式交付の実施に当たり、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、当社及びユニヴァ・キャピタル・ファイナンスから独立した第三者算定機関であるナカチから、当社及びユニヴァ・フュージョンの株式価値を前提とする株式交付比率算定書の提出を受けており、当該算定結果のレンジの範囲内でユニヴァ・キャピタル・ファイナンスと協議及び合意の上で、取得価額を決定しております。

加えて、当社は、本株式交付に関する当社のリーガル・アドバイザーとして、当社及びユニヴァ・キャピタル・ファイナンスから独立したTMI総合法律事務所を選任し、法的な観点から意思決定方法を含む諸手続及び対応等について助言を受けております。

(訂正後)

株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス(以下「ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス」といいます。)は当社の支配株主等ではないため、本株式交付は、当社にとって、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2における「支配株主との重要な取引等」には該当いたしません。しかしながら、当社の代表取締役である稲葉秀二氏が、ユニヴァ・フュージョンの取締役、ユニヴァ・フュージョンの完全親会社であるユニヴァ・キャピタル・ファイナンスの取締役及びユニヴァ・キャピタル・ファイナンスの完全親会社であるUNIVA CAPITAL Holdings LimitedのCEOを兼任するとともに、UNIVA CAPITAL Holdings Limitedの49%を保有する株主でもあることから、当社といたしましては、本株式交付に係る意思決定については一定の構造的な利益相反関係があり、本株式交付の公正性を担保する必要があると判断すべき事情があると考えたため、以下の公正性担保措置を講じております。

まず、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付の要件を満たしております。しかしながら、当社は、上述のとおり、本株式交付の公正性を担保する必要があると判断すべき事情があると考えていることから、株主の皆様のご意思を確認すべく、臨時株主総会を任意に開催して勧告的決議を経た上で、本株式交付を実施することといたしました。

また、当社は、本株式交付の実施に当たり、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、当社及びユニヴァ・キャピタル・ファイナンスから独立した第三者算定機関であるナカチから、当社及びユニヴァ・フュージョンの株式価値を前提とする株式交付比率算定書の提出を受けており、当該算定結果のレンジの範囲内でユニヴァ・キャピタル・ファイナンスと協議及び合意の上で、取得価額を決定しております。

加えて、当社は、本株式交付に関する当社のリーガル・アドバイザーとして、当社及びユニヴァ・キャピタル・ファイナンスから独立したTMI総合法律事務所を選任し、法的な観点から意思決定方法を含む諸手続及び対応等について助言を受けております。

7【公開買付け又は株式交付に関する手続】

1．株式交付に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

（訂正前）

本株式交付に関し、当社は、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2の各規定に基づき、株式交付計画、当社が譲り受けるユニヴァ・フュージョンの株式の数の下限についての定めが同条第2項に定める要件をみたと当社が判断した理由、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項、本株式交付に際して交付する新株予約権等の定め相当性に関する事項、ユニヴァ・フュージョンについての事項、当社についての事項、債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、当社の本店において2022年8月12日よりそれぞれ備え置く予定です。

（後略）

（訂正後）

本株式交付に関し、当社は、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2の各規定に基づき、株式交付計画、当社が譲り受けるユニヴァ・フュージョンの株式の数の下限についての定めが同条第2項に定める要件をみたと当社が判断した理由、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項、本株式交付に際して交付する新株予約権等の定め相当性に関する事項、ユニヴァ・フュージョンについての事項、当社についての事項、債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、当社の本店において2022年8月12日よりそれぞれ備え置いております。

（後略）

2．株主総会等の株式交付に係る手続の方法及び日程

（訂正前）

2022年6月23日	株主総会基準日公告日
2022年7月12日	本株式交付計画承認臨時株主総会基準日
2022年7月19日	本株式交付計画承認取締役会
2022年8月29日（予定）	本株式交付計画承認臨時株主総会
2022年9月29日（予定）	株式交付子会社の株式譲渡の申込期日
2022年9月30日（予定）	本株式交付の効力発生日

ただし、本株式交付の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

（訂正後）

2022年6月23日	株主総会基準日公告日
2022年7月12日	本株式交付計画承認臨時株主総会基準日
2022年7月19日	本株式交付計画承認取締役会
2022年8月29日	本株式交付計画承認臨時株主総会
2022年9月29日（予定）	株式交付子会社の株式譲渡の申込期日
2022年9月30日（予定）	本株式交付の効力発生日

ただし、本株式交付の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3．手続対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該株式交付に関して買取請求権を行使する方法

（訂正前）

当社の株主の皆様が、その有する当社の普通株式につき、当社に対して会社法第816条の6に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年8月29日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式交付に反対する旨を当社に通知し、かつ、上記株主総会において本株式交付に反対した上で、本株式交付の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（訂正後）

当社の株主の皆様が、その有する当社の普通株式につき、当社に対して会社法第816条の6に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年8月29日開催の臨時株主総会に先立って本株式交付に反対する旨を当社に通知し、かつ、上記株主総会において本株式交付に反対した上で、本株式交付の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の第161期有価証券報告書及び第162期第1四半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年8月5日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、事業等のリスクの内容には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年8月5日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に記載の第161期有価証券報告書及び第162期第1四半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年8月30日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、事業等のリスクの内容には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年8月30日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第161期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年8月5日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（後略）

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第161期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年8月30日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（中略）

〔2022年8月29日提出臨時報告書〕

1 提出理由

2022年8月29日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年8月29日

(2) 当該決議事項の内容

株式交付計画承認の件

当社を株式交付親会社、株式会社ユニヴァ・フュージョンを株式交付子会社とする株式交付を実施するための株式交付計画について、ご承認をお願いするものであります。

なお、効力発生日は2022年9月30日であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
株式交付計画承認の件	318,109	8,905	-	（注）1	可決 96.10

（注1） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

賛成割合につきましては、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。